

日本どうぶつ先進医療研究所臨床研究倫理委員会内規

制定日 平成29年2月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、日本どうぶつ先進医療研究所株式会社倫理規定第15条第3項の規定に基づき、日本どうぶつ先進医療研究所株式会社（以下「本社」という。）における研究倫理等について審議するため、本社に置く臨床研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 倫理委員会は、倫理的および科学的観点から次に掲げる事項を審査する

- (1) 臨床研究についての妥当性に関すること
- (2) 臨床研究についての有用性に関すること
- (3) 臨床研究についての安全性に関すること
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本社所長
- (2) 本社社員2名（獣医師1名、看護師および事務員から1名）
- (3) 社外から3名

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 倫理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する

2 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、採決には出席者全員の同意を必要とする。ただし、審議対象の臨床研究の研究責任者

等である委員は、当該研究に関する審議および採決には加わらないものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第9条 委員長は倫理委員会の審査事項について、別紙に定める様式により研究所長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附則

この内規は、平成29年1月1日から施行する。